

第 2 次

歌志内市障がい者福祉計画

(平成 1 8 年度～平成 2 3 年度)

歌 志 内 市

はじめに



少子高齢化の進展するわが国において、社会構造が変化し、従来機能してきた社会保障制度の維持が難しくなっており、多くの分野で見直しや改革が進められるなど、大きな変革の時期を迎えています。

障がい者に対する施策も、従来の行政が障がい福祉サービスを決定する措置制度から、障がい者の自己決定を尊重し、サービス事業者との対等な関係を確立する支援費制度へと大きく転換されました。

しかし、サービス利用者の急増による急激な財政負担の拡大が、国の社会保障費全体を圧迫し、しかも、精神障がい者が対象に含まれていなかったことなどから、今後も利用者の増加が見込まれる中で、精神障がい者の方も含め、障がい者が必要なサービスを安定的な制度のもとで利用できるよう、障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されたところです。

「第2次歌志内市障がい者福祉計画」は、本市において、障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、社会活動に参加するノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、安全で安心して暮らすことができるまちを目指すものです。

このため、「地域生活支援の充実」、「保健・医療・療育の充実」、「社会参加の促進」、「生活環境の整備」の4項目の基本目標と各種施策を掲げ、計画を推進していくこととしておりますが、この計画の実現のためには、市民の皆さま、当事者の方々とともに、地域全体で進めていくことが必要であることから、皆さまのご理解とご協力をお願いするものであります。

最後に、計画策定に向けてご審議いただきました、歌志内市障がい者自立支援協議会の皆さまに深く敬意と感謝を申し上げます。

平成19年3月

歌志内市長 泉谷和美

目 次

第1章 総論

第1節 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 障がい者（児）の定義	2
5. 障害者自立支援法とは	3
第2節 現状の分析	5
1. 障がい者の現状	5
2. 支援費制度の利用状況	7
3. 障がい者関連施設の状況	8
第3節 計画の基本的な考え方	9
1. 基本理念	9
2. 施策の体系	10

第2章 各論

第1節 地域生活支援の充実	11
1. 地域生活支援事業の推進	11
2. 在宅サービスの充実	12
3. ボランティア活動等の推進	12
4. 権利擁護等の推進	12
第2節 保健・医療・療育の充実	13
1. 疾病などの予防体制の充実	13
2. 障がい児療育の充実	13
3. 教育体制の充実	13
第3節 社会参加の促進	14
1. 就労支援の充実	14
2. 活動の場の充実	14
3. 啓発・広報活動の推進	14
第4節 生活環境の整備	15
1. 住環境の整備	15
2. 防災・安全対策の充実	15
3. 移動手段のバリアフリー化の促進	15

第3章 数値目標・サービス見込量

第1節 数値目標の設定	16
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	16
3. 福祉施設から一般就労への移行	16
第2節 サービス見込量	17
1. 指定障がい福祉サービス量の見込み	17
2. 地域生活支援事業のサービス量の見込み	18
第3節 サービス見込量確保の方策	19
1. 指定障がい福祉サービス見込量の確保	19
2. 地域生活支援事業のサービス見込量の確保	19
第4節 総合的なサービス提供の推進	20
1. 障がい福祉サービス等に関する情報提供	20
2. 計画の進行管理	20

資料編

資料1 歌志内市障がい者自立支援協議会設置要綱	21
資料2 歌志内市障がい者自立支援協議会委員名簿	22
資料3 用語の解説	23

第1章 総論

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国において、経済の急速な発展に伴い、社会生活環境は一段と複雑・多様化が進んでおり、高齢化の進行と相まって、障がいの内容の重度化・複雑化の進行とともに、障がい者を取り巻く社会状況・環境等についても、情報化や価値観・ライフスタイルの多様化が進んできています。

このような状況の中で、平成12年度より介護保険制度が施行されるなど、国において、新しい福祉の枠組みづくりを構築する取り組みが進められ、そのひとつとして、平成15年度には、支援費制度の導入により障がい者福祉サービスのあり方がこれまでの措置制度を基本とする仕組みから変わってきました。

しかし、支援費制度には、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であったこと、急増する新規利用者へのサービス提供に対応する安定的な財源が確保されていないことなどの課題があり、これらを解決するため、制度全般の見直しが必要となり、平成17年11月7日に障害者自立支援法が公布され、平成18年4月から施行されることになりました。

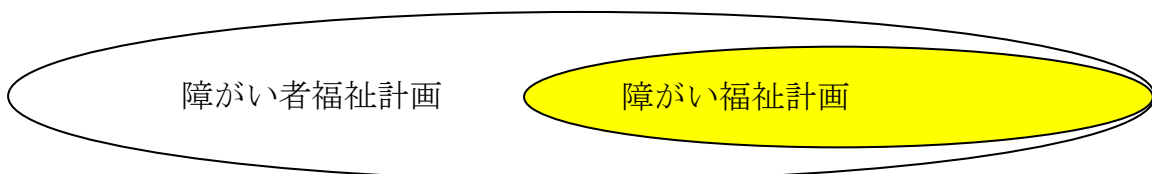
このため、歌志内市では、障害者自立支援法が目指している、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、「第2次歌志内市障がい者福祉計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく計画であり、かつ、障がい福祉サービスの整備目標と利用促進の環境づくりを図る「障がい福祉計画」を包含した計画と位置付けるものです。

障がい者福祉計画と障がい福祉計画の法的根拠、計画の性格など一部異なりますが、障がい者施策を推進していくという方向性は同じになります。

	障がい者福祉計画 (障がい者基本計画)	障がい福祉計画
法的根拠	障害者基本法第9条第3項	障害者自立支援法第88条
市町村の策定義務	努力規定 (平成19年度から義務化)	義務
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	指定障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・道の計画との関係	国及び北海道の障がい者基本計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障がい福祉計画を積み上げ北海道障がい福祉計画を策定
計画期間	規定なし	第1期 平成18～20年度



3. 計画の期間

この計画は、平成18年度から平成23年度までの6年間とします。

ただし、障がい福祉計画の第1期の計画期間が平成18から20年度となっているため、平成20年度までを前期計画とし、事業の検証、見直し等を行い、平成21年度から平成23年度までの3年間で後期計画とします。

	平成（年度）									
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
歌志内市障がい者福祉計画 (歌志内市障がい福祉計画)	前期計画									
			見直し	後期計画						
歌志内市次世代育成支援対策 地域行動計画	前期計画									
			見直し	後期計画						
歌志内市高齢者保健福祉計画	第3期計画									
			見直し	第4期計画						
						見直し	第5期計画			

4. 障がい者（児）の定義

この計画における障がい者（児）の定義については、原則として下記の各法制度によるものとする。

障害者自立支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

知的障害者福祉法

※ 知的障がい者の定義については、明確な明文化はされていない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

児童福祉法

第4条の2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

※ 障がい者数を扱う場合等、定量的なデータ把握・推計が必要な場合にあつては、原則、障がい者手帳所持者を当該障がい者として定義しています。

5. 「障害者自立支援法」とは

(1) 制定の趣旨

「障害者自立支援法」制定の趣旨は次のとおりです。

■ 障がい者の福祉サービスを「一元化」

- ・サービスの提供主体を市町村に一元化。
- ・障がいの種別にかかわらず、障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供。

■ 障がい者が「もっと働ける社会」に

- ・一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう支援する。

■ 地域の資源を活用できるよう「規制緩和」

- ・障がい者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗など地域の限られた社会資源の活用も視野に入れて規制を緩和する。

■ 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

- ・支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。

■ 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

- ・障がい者がサービスを利用した場合、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。

■ 国の「財政責任の明確化」

- ・福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。

(2) 制度の概要

制度の概要について、見直し・改正点を中心に整理すると次のとおりとなります。

□ 障がい福祉サービスの新しい仕組み

- ・身体・知的・精神といった障がい種別にとらわれない、自立支援のための共通の各種障がい福祉サービスについて、統一した仕組みを構築。
- ・サービス提供体制確保等に関する障がい福祉計画の策定。

□ サービスの支給決定方法の見直し

- ・市町村を主体とした重層的な障がい者相談支援体制の確立。
- ・障がい程度区分を設定し、その審査・判定を行う「審査会」を市町村又は広域で設置。

□ 費用負担の見直し

- ・福祉サービス利用に係る応益負担の導入。
- ・入所施設の利用者負担の見直し。
- ・公費負担医療の見直し。

□ サービス給付を新たな体系に再編

- ・自立支援給付～介護給付、訓練等給付、自立支援医療費の給付、補装具の支給等に係る個別給付。
- ・地域生活支援事業～相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター、その他の日常生活又は社会生活支援事業。

□ 機能に着目した施設制度・事業の抜本的な改革

- ・既存の施設を、大きく「日中活動の場」と「住まいの場」に分け、それぞれで機能に応じた各種事業を行う。→平成18年10月から段階的に移行

第2節 現状の分析

1. 障がい者の現状

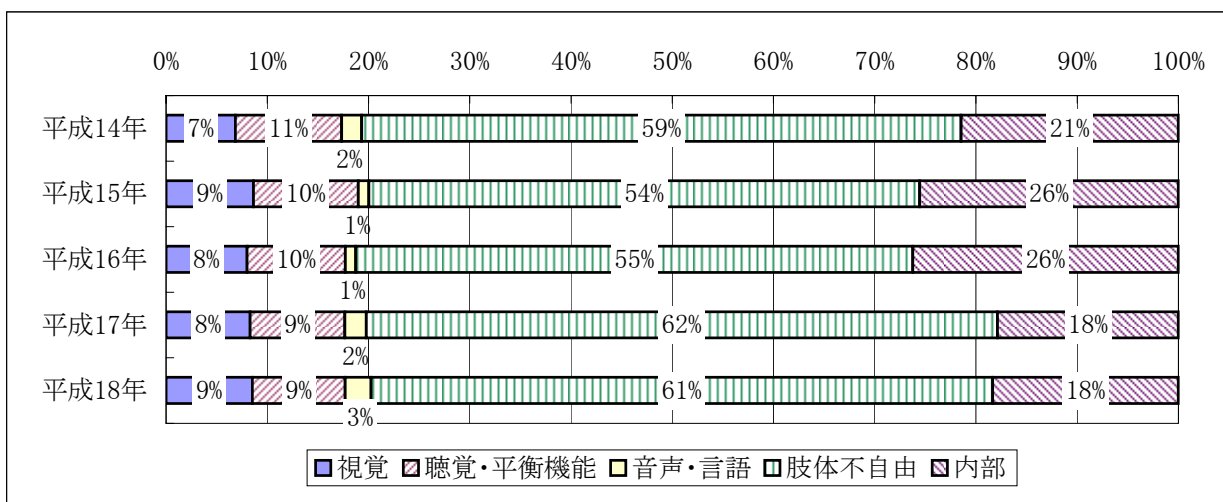
(1) 身体障がい者の現状

本市の身体障がい者手帳所持者数は、減少傾向にあり、平成18年3月31日現在で469人となっています。

※ 2つ以上の部位に障がいがある場合は、等級の重い方に集計し、等級が同じ場合は、表の記載順で上の部位に集計。

障がいの部位	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
視覚	45人	50人	47人	39人	40人
聴覚・平衡機能	69人	60人	57人	44人	43人
音声・言語	13人	6人	6人	10人	12人
肢体不自由	389人	315人	323人	293人	288人
内部	141人	148人	154人	84人	86人
合計	657人	579人	587人	470人	469人

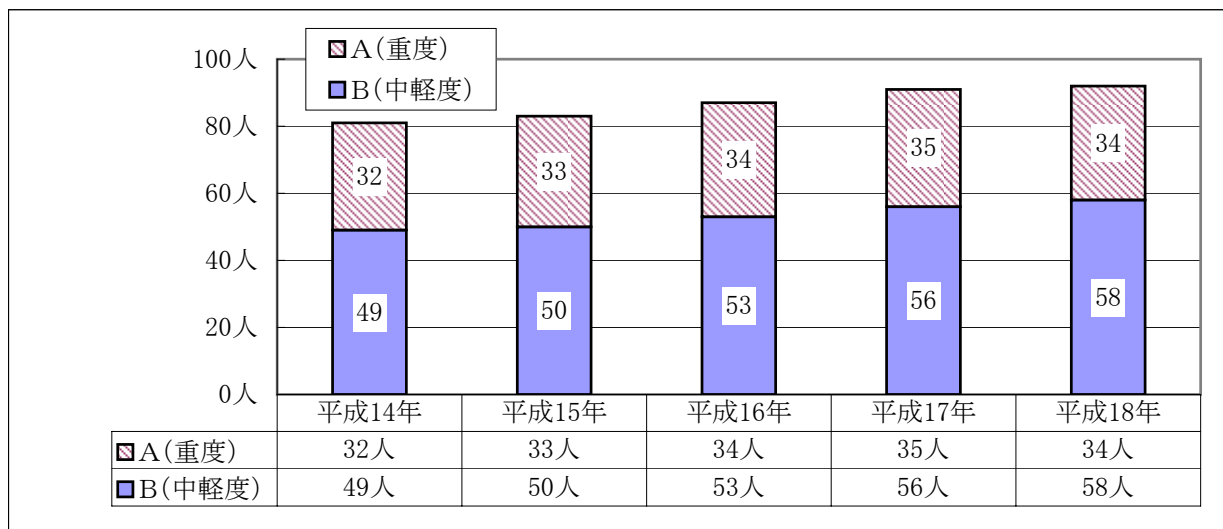
(身体障がいの部位別障がい者数の推移資料：保健福祉課 (各年3月31日現在))



(身体障がいの部位別割合資料：保健福祉課 (各年3月31日現在))

(2) 知的障がい者の現状

本市の知的障がい者(療育手帳所持者)数は、微増傾向にあり、平成18年3月31日現在で92人となっています。



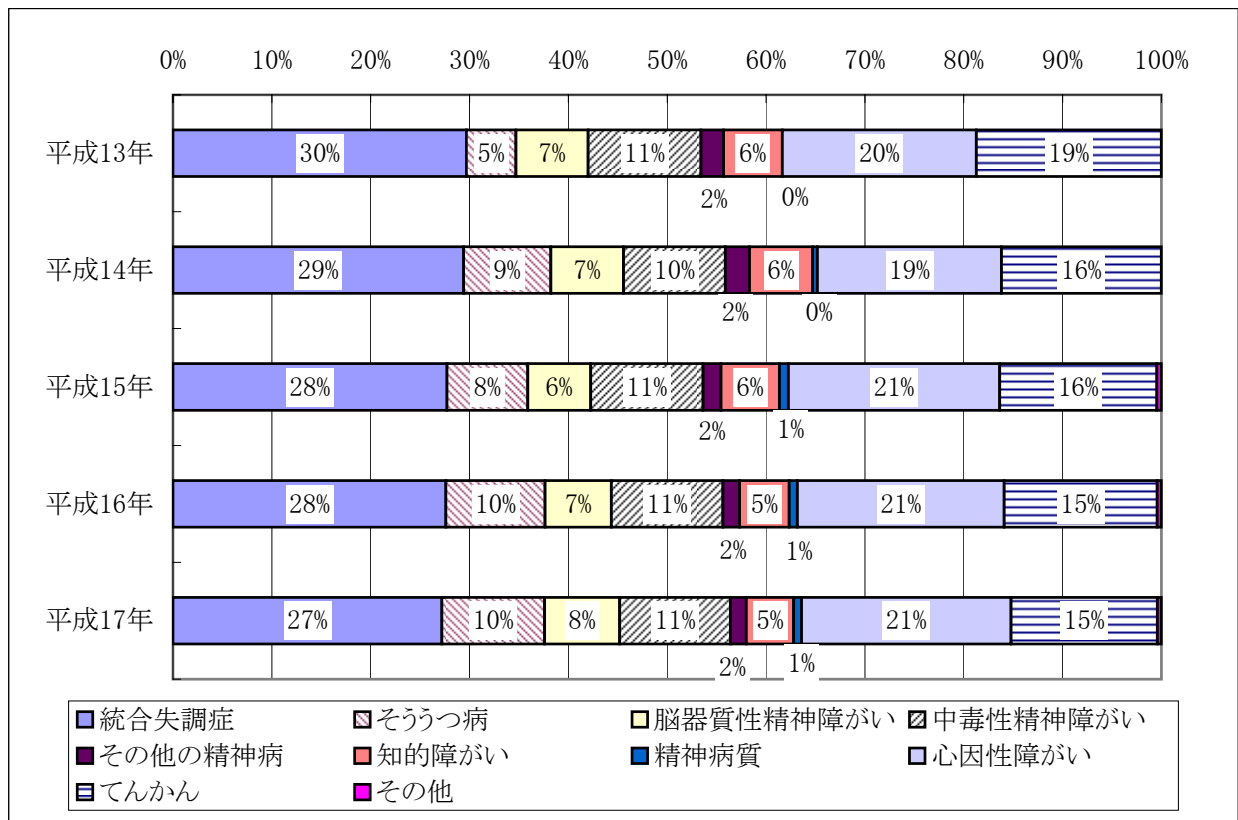
(知的障がい者数の推移資料：保健福祉課 (各年3月31日現在))

(3) 精神障がい者の現状

本市の精神障がい者数は、微増傾向にあり、平成17年12月31日現在で250人となっています。

病名	平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
統合失調症	31人	34人	34人	26人	32人	29人	35人	31人	37人	31人
	65人		60人		61人		66人		68人	
そううつ病	5人	6人	5人	13人	6人	12人	8人	16人	9人	17人
	11人		18人		18人		24人		26人	
脳器質性精神障がい	10人	6人	8人	7人	8人	6人	10人	6人	12人	7人
	16人		15人		14人		16人		19人	
中毒性精神障がい	24人	1人	20人	1人	24人	1人	26人	1人	26人	2人
	25人		21人		25人		27人		28人	
その他の精神病	0人	5人	0人	5人	0人	4人	0人	4人	0人	4人
	5人		5人		4人		4人		4人	
知的障がい	3人	10人	2人	11人	3人	10人	2人	10人	2人	10人
	13人		13人		13人		12人		12人	
精神病質	0人	0人	0人	1人	2人	0人	2人	0人	2人	0人
	0人		1人		2人		2人		2人	
心因性障がい	10人	33人	10人	28人	12人	35人	15人	35人	16人	37人
	43人		38人		47人		50人		53人	
てんかん	20人	21人	16人	17人	18人	17人	17人	20人	17人	20人
	41人		33人		35人		37人		37人	
その他	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	0人		0人		1人		1人		1人	
合計	103人	116人	95人	109人	106人	114人	116人	123人	122人	128人
	219人		204人		220人		239人		250人	

(精神障がいの病類別障がい者数推移資料：保健福祉課（各年12月31日現在）)



(精神障がいの病類別割合資料：保健福祉課（各年12月31日現在）)

2. 支援費制度の利用状況

各年におけるサービス利用の状況は、次のとおりとなっています。

(1) 居宅サービス

① ホームヘルプサービス（各年4月の利用実績）

区 分		平成15年	平成16年	平成17年	
身体介護	身体障がい者	実利用者数/月（人）	1	0	0
		実利用時間/月（時間）	26	0	0
	知的障がい者	実利用者数/月（人）	0	0	0
		実利用時間/月（時間）	0	0	0
	障がい児	実利用者数/月（人）	0	0	0
		実利用時間/月（時間）	0	0	0
	合 計	実利用者/月（人）	1	0	0
		実利用時間/月（時間）	26	0	0
		一人当たり実利用時間	26	0	0
家事援助	身体障がい者	実利用者数/月（人）	3	3	2
		実利用時間/月（時間）	17	19	8
	知的障がい者	実利用者数/月（人）	0	0	1
		実利用時間/月（時間）	0	0	2
	障がい児	実利用者数/月（人）	0	0	0
		実利用時間/月（時間）	0	0	0
	合 計	実利用者数/月（人）	3	3	3
		実利用時間/月（時間）	17	19	10
		一人当たり実利用時間	5.7	6.3	3.3
移動介護	身体障がい者	実利用者数/月（人）	2	2	1
		実利用時間/月（時間）	11	11.5	10
	知的障がい者	実利用者数/月（人）	0	0	0
		実利用時間/月（時間）	0	0	0
	障がい児	実利用者数/月（人）	0	0	0
		実利用時間/月（時間）	0	0	0
	合 計	実利用者数/月（人）	2	2	1
		実利用時間/月（時間）	11	11.5	10
		一人当たり実利用時間	5.5	5.75	10

② デイサービス（各年4月の利用実績）

区 分		平成15年	平成16年	平成17年
身体障がい者	実利用者数/月（人）	0	0	0
	実利用日数/月（日）	0	0	0
知的障がい者	実利用者数/月（人）	0	0	0
	実利用日数/月（日）	0	0	0
障がい児	実利用者数/月（人）	3	0	1
	実利用日数/月（日）	7	0	1
合 計	実利用者数/月（人）	3	0	1
	実利用日数/月（日）	7	0	1
	一人当たり実利用日数	2.3	0.0	1.0

③ ショートステイ（各年4月の利用実績）

区 分		平成15年	平成16年	平成17年
身体障がい者	実利用者数/月(人)	0	0	0
	実利用日数/月(日)	0	0	0
知的障がい者	実利用者数/月(人)	0	1	0
	実利用日数/月(日)	0	6	0
障がい児	実利用者数/月(人)	0	0	1
	実利用日数/月(日)	0	0	1
合 計	実利用者数/月(人)	0	1	1
	実利用日数/月(日)	0	6	1
	一人当たり実利用日数	0	6	1

④ グループホーム（各年4月の利用実績）

区 分		平成15年	平成16年	平成17年
知的障がい者	実利用者数/月(人)	1	0	1

(2) 施設サービス

① 身体障がい者（各年4月の利用実績）

区 分		平成15年	平成16年	平成17年
入 所	身体障がい者療護施設	4	3	3
	身体障がい者授産施設	9	8	8
	入所合計	13	11	11
通所	身体障がい者授産施設	5	5	5
施設サービス利用者合計		18	16	16

② 知的障がい者（各年4月の利用実績）

区 分		平成15年	平成16年	平成17年
入 所	知的障がい者更生施設	19	20	19
	知的障がい者授産施設	6	7	6
	入所合計	25	27	25
通 所	知的障がい者更生施設	5	6	5
	知的障がい者授産施設	10	14	15
	知的障がい者授産施設(相互利用)	2	2	2
	知的障がい者授産施設(社会福祉事業法)	2	0	0
	通所合計	19	22	22
通 勤 寮		0	0	0
施設サービス利用者合計		44	49	47

3. 障がい者関連施設の状況

市内の障がい者関連施設は、次のとおりです。

種 別	名 称	定員	備 考
身体障がい者授産施設(通所)	光生舎クリーン・セブン	30	運営：北海道光生舎
知的障がい者更生施設(通所部)	砂川希望学院歌志内分場	19	運営：札幌緑花会
居宅支援事業所	ハッピー歌志内	—	運営：ジャパンケアサービス
救護施設	親愛の家	100	運営：歌志内市

第3節 計画の基本的な考え方

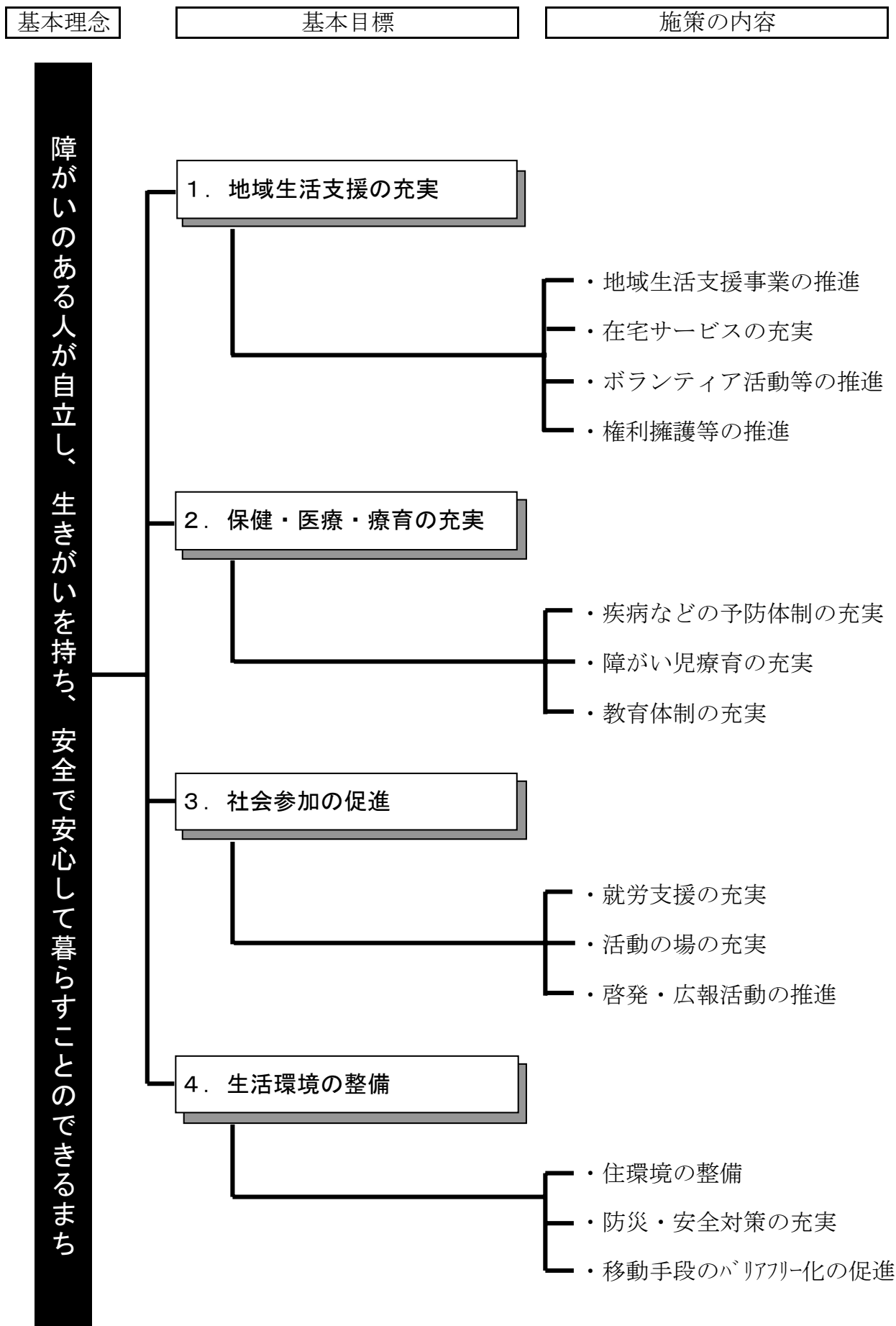
1. 基本理念

この計画は、障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、社会活動に参加するノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、安全で安心して暮らすことができるよう、地域全体で支える仕組みを計画的に推進するため、基本理念を次のとおり定めました。

基本理念

障がいのある人が自立し、
生きがいを持ち、安全で安心して暮らすことのできるまち

2. 施策の体系



第2章 各論

第1節 地域生活支援の充実

現状と課題

本市においても、障がいの内容の重度化・複雑化が進んでいる一方で、住み慣れた地域で自立した生活を送りたいと考える傾向が強まっており、ニーズの多様化がうかがえます。

障がい者が地域で自らの意思により、自分らしい生活を送るには、一人ひとりの多様なニーズに対応する生活支援サービスの充実が必要であるとともに、介護者の負担を軽減し、社会全体で障がい者の生活を総合的に支援する体制を一層充実させる必要があります。

施策の方向

1. 地域生活支援事業の推進

障害者自立支援法第77条により、平成18年10月から市町村は地域生活支援事業を実施し、個々の障がい者の能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を推進するよう求められています。

本市においては、下記事業を効率的・効果的に展開し、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

(1) 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実が必要です。

このため、市が行っている障がい者からの一般的な相談に加え、専門的な相談支援を要する困難ケース等へ対応するため、関係機関等との連携を強めるとともに、地域自立支援協議会を設置し、相談支援体制を整備します。

(2) コミュニケーション支援

障がい者が必要な情報を入手でき、また、日常のコミュニケーションが円滑に確保されるよう、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 日常生活用具給付（貸与）

重度の障がい者が日常生活を営むうえでの不便を解消するため、日常生活用具の給付又は貸与を行い、自立生活の促進を図ります。

(4) 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行い、地域での自立生活や社会参加の促進を図ります。

(5) 地域活動支援センターの設置

障がい者本人の能力や適正に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的な活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日中における活動の場を確保しながら、家族等の就労の支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息などの便宜を供与するため、地域活動支援センターを設置します。

(6) 更生訓練費の給付

就労移行支援や自立訓練事業等を利用している低所得の利用者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(7) 日中一時支援

障がい者に日中の活動の場を提供し、障がい者の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行いながら、家族等の就労の支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息などの便宜を図ります。

2. 在宅サービスの充実

障がい者の生活状況やニーズに応じて、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等、居宅生活を送るうえで必要なサービスを提供し、在宅サービスの充実に努めます。

3. ボランティア活動等の推進

地域において、障がいのある人とない人が共生できるように、福祉教育やボランティア活動などを通じた地域づくりが求められているため、ボランティア団体への支援を引き続き行うとともに、市内小・中学生を対象にした福祉教育・学習の機会を通じた体験・交流などの実践活動を推進し、ボランティアの普及活動を推進します。

4. 権利擁護等の推進

判断能力が十分でない知的障がいや精神障がいなどのある方を保護・支援し、地域で自立して活動ができるよう、権利擁護や成年後見人制度の周知と利用の促進を図ります。

第2節 保健・医療・療育の充実

現状と課題

障がいが発生する原因は、遺伝子的要因や母体内での要因などの先天的なものと生まれてからの疾病や事故などによる後天的なものがあります。

障がいの早期発見・早期治療は障がいの重度化を防ぐために必要なことであり、そのため、市民の健康に対する啓発活動や各種健康診査の充実、受診率の向上を図ることが重要です。

また、現在の社会では、生活リズムや食習慣の変化に伴う生活習慣病などを原因とする障がいや、児童思春期の心の問題、ストレスなどを原因とする障がいが増えているとともに障がいの重度化・複雑化も進行しています。

保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体が連携を強化し、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた支援が求められています。

施策の方向

1. 疾病などの予防体制の充実

妊産婦及び乳幼児に関する健康指導、健康診査などを実施し、疾病の早期発見・早期治療に加え、障がいの原因となる生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。

また、日頃からの健康づくりに対する意識を高めるため、各種啓発活動や情報提供に努めます。

2. 障がい児療育の充実

発達や発育の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診の一層の充実に努め、指導が必要な子どもに対しては、医療機関や児童相談所との連携を図りながら、相談や訪問指導を行います。

3. 教育体制の充実

幼児児童生徒の発達段階に応じ、関係機関が適切な役割分担のもとに就学を支援するとともに、学校における障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、療育機関や医療機関などとの連携を図り、効果的な支援を行います。

なお、障がいの種別・程度に応じた特殊教育から、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うことにより、児童生徒の自立や社会参加を目指す特別支援教育への円滑な転換を進めます。

第3節 社会参加の促進

現状と課題

自立した生活における仕事や趣味の活動は生きがいを見だし、自分を高めるほか、社会活動に参加する一面があります。

障がい者が社会活動に参加することは、障がいの有無にかかわらず、相互に理解しあい支え合う社会の形成につながるものと期待されます。

しかし、経済状勢などから、障がい者が就労機会を得ることが難しい状況が続いているため、企業経営者などへの啓発や障がい者の職業能力の育成、授産施設などの福祉的就労の場の確保などが求められています。

施策の方向

1. 就労支援の充実

障がい者の自立のためには、仕事を通じての社会参加が基本のため、企業経営者などへの啓発を行うとともに、公共職業安定所や北海道障害者職業能力開発校における就業相談、職業訓練が円滑に行われるよう支援します。

また、一般企業での就労が困難な障がい者のため、自立に向けた福祉的就労の場の確保に努め、就労や社会参加活動の機会の拡大を図ります。

2. 活動の場の充実

障がい者がスポーツや趣味の活動に参加することは、社会参加の大切な機会であり、生きがいにつながる機会でもあります。

このため、各種障がい者スポーツ大会への参加を促進するとともに、趣味や技能などを生かした活動が行えるよう、情報提供や環境整備を図ります。

3. 啓発・広報活動の推進

障がいの有無にかかわらず、市民がお互いに理解しあい支え合う社会を実現するためには、障がい者福祉施策を実施するとともに、障がい者に対する理解を深めることが重要です。

このため、ノーマライゼーションの普及を図りながら、各種の広報媒体などを通じて、障がい及び障がい者に対する理解の普及に取り組みます。

第4節 生活環境の整備

現状と課題

障がい者が快適で豊かな日常生活を営める環境とは、障がい者の行動を阻害する環境を改善するとともに、生活上の利便性や安全性に配慮した住まいづくり、まちづくりが必要です。

障がい者の自立や社会参加を促進するためにも、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した住まいづくり、まちづくりの充実が求められています。

また、災害などが発生した場合、行動上の不便がある障がい者を安全にいかに早く救助・避難させることができるか、緊急時の早期対応体制の確立も求められています。

施策の方向

1. 住環境の整備

公共施設等を整備する際は、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進するとともに、障がい者が快適な在宅生活を営むことができるよう、手すりやスロープなど、必要な用具の住宅への普及を促進します。

2. 防災・安全対策の充実

すべての人が地域で安心して暮らせるよう、平時から防災・防犯体制を整備するとともに、災害などの発生時における障がい者など災害弱者への早期対応体制の確立に取り組みます。

また、障がい者を犯罪から守るため、関係機関や地域との連携を強化し、防犯体制の充実に努めます。

3. 移動手段のバリアフリー化の促進

障がい者の社会参加の支援には、移動手段のバリアフリー化を促進するなど、安心して外出できる環境づくりが求められているため、歩道の段差の解消や歩道の補修など、計画的な整備・改修を道路管理者に要望するとともに、冬期間の歩行空間を確保するため、今後とも歩車道の除排雪の充実に努めます。

また、地域における障がい者の自立と生活の質を確保するため、外出支援事業の継続実施と各種公共交通機関の利用料金の助成制度や割引制度などの周知に努めます。

第3章 数値目標・サービス見込量

第1節 数値目標の設定

計画の策定にあたり、国及び北海道から示されている地域生活への移行や就労支援などの新たな課題に対応するための考え方にに基づき、地域の実情に応じて、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日現在、施設に入所している本市の障がい者は、34人です。

本市では、国が示した値を基本に、施設入所者の約21%、7人が地域生活へ移行するとともに、入所者数が減少することを目指します。

項目	数値	備考
現在の入所者数 (A)	34 人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	27 人	平成23年度末の施設入所者数の見込み
地域移行目標値	7 人	(A)のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ
	20.6 %	地域移行する入所者数及びその割合
削減見込目標値	7 人	(A) - (B)

2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

本市における受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（以下「退院可能精神障がい者」という。）は、6人です。

本市では、北海道と連携し、平成23年度末までに退院可能精神障がい者6人が地域生活に移行することを目指します。

項目	数値	備考
現在の退院可能精神障がい者数	6 人	現在の退院可能な精神障がい者数
減少目標値	6 人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

3. 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度中に、本市において障がい福祉施設を退所して一般就労した者はおりませんが、平成23年度中に1人が障がい福祉施設から一般就労に移行することを目指します。

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	1 人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

第2節 サービス見込量

平成20年度までの各年度及び平成23年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

1. 指定障がい福祉サービス量の見込み（月あたり）

（1）居住系サービス量の見込み

サービス体系		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	共同生活援助・共同生活介護	人分	3	3	5	10
	施設入所支援	人分	0	0	15	27
	旧法施設支援	人分	33	33	18	0
	全体	人分	36	36	38	37

※ 居住系サービス利用者の全体像を整理するため、旧法施設支援を含める。

（2）日中活動系サービス量の見込み

① 日中活動系サービス全体の見込量

サービス体系		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	生活介護	人分	3	5	14	30
	自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人分	0	1	1	4
	就労移行支援	人分	2	4	4	8
	就労継続支援（A型）	人分	0	1	1	4
	就労継続支援（B型）	人分	4	12	13	30
	療養介護	人分	0	0	0	0
	地域活動支援センター	人分	1	1	2	5
	旧法施設支援	人分	58	48	38	0
	全体	人分	68	72	73	81

※ 毎日の日中活動系サービス利用者の全体像を整理するため、地域活動支援センター、旧法施設支援を含め、児童デイサービス、短期入所を除く。

② 日中活動系サービスの見込量

サービス体系	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	人日分	66	110	308	660
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	22	22	88
就労移行支援	人日分	44	88	88	176
就労継続支援（A型）	人日分	0	22	22	88
就労継続支援（B型）	人日分	88	264	286	660
療養介護	人分	0	0	0	0
児童デイサービス	人日分	6	12	12	18
短期入所	人日分	14	14	14	14

※ 新体系サービスの利用見込量を整理（旧法施設支援等の利用量は含まない）。

(3) 訪問系サービス量の見込み

サービス体系	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	時間分	30	30	30	36
重度訪問介護	〃	0	0	0	0
行動援護	〃	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	〃	0	0	0	0

2. 地域生活支援事業のサービス量の見込み

地域生活支援事業の実施にあたっては、障がい者等の障がい程度認定区分、心身の障がいの状態、障がい者等の介護を行う者の状況などを総合的に勘案するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスのほか、地域生活の支援に関し、必要なサービスを受けられるよう配慮します。

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
(1) 相談支援事業					
① 相談支援事業					
ア 障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1
	人	6	7	8	11
イ 地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1
② 市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1
③ 住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	1
④ 成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	1
(2) コミュニケーション支援事業	人	1	1	1	1
(3) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	0	2	2	0
② 自立生活支援用具	件	2	3	0	8
③ 在宅療養等支援用具	件	1	1	0	0
④ 情報・意思疎通支援用具	件	0	3	2	3
⑤ 排泄管理支援用具	件	12	144	144	144
⑥ 居宅生活動作補助用具	件	0	0	0	0
(4) 移動支援事業	箇所	1	1	1	1
	人	3	3	4	4
	時間	19	19	21	21
(5) 地域活動支援センター					
① 基礎的事業	箇所	1	1	1	1
	人	1	1	2	5
② 機能強化事業	箇所	1	1	1	1
(6) その他事業					
① 日中一時支援事業	人	2	2	3	3
② 更生訓練費給付事業	人	7	7	7	7

※ (3) 日常生活用具給付等事業の各事業については年あたり、それ以外の事業については月あたりの量。また、(5) 地域活動支援センターについては、他市町と共同設置。

第3節 サービス見込量確保の方策

1. 指定障がい福祉サービス見込量の確保

(1) 居住系サービス

市内には、現在、グループホームはありませんが、地域生活への移行のためには、居住の場の拡大が必要となります。

このため、事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供等を行うことにより、社会福祉法人等によるグループホーム・ケアホームの誘導を進め、居住の場の確保を図ります。

また、一方で、地域での自立生活が難しく施設での生活が必要な方へは、ニーズに合った居住空間の提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスなど、希望する障がい者への日中活動系サービスの充実を図ります。

特に、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型）の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉・労働・教育等の関係機関のネットワークを強化充実します。

(3) 訪問系サービス

障がいの区別なく、障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスを受けられるよう、在宅サービスの質的・量的確保を推進します。

(4) 精神障がい者施策の充実

精神障がい者については、地域での生活支援の展開が歴史的に浅い状況にあります。北海道精神障害者地域生活支援センターの活用や精神科病院との連携を通じて、精神障がい者の地域生活を支援するため、身近な地域での相談体制を整備するとともに、退院可能な精神障がい者に対しては、円滑な地域移行を図るための支援を行います。

2. 地域生活支援事業のサービス見込量の確保

(1) 地域生活支援事業の推進

障がい者がある能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、両輪となって障がい者の自立と社会参加を支援していくものであり、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスを検討していきます。

(2) 相談支援事業の充実

地域に居住する障がい者の日常生活での様々な相談に応じるため、一般的な窓口での相談に加え、専門的な相談支援を要する困難ケース等へ対応するため、空知圏域障害者総合相談支援センターなどと連携を図りながら、相談などから生じた課題の解決や障がい福祉サービスの利用援助など、障がいのある人の地域での生活を支援します。

(3) 地域自立支援協議会の設置

地域において、障がい者の生活を支える相談事業をはじめとするシステムづくりの中核的な役割を果たすため、地域自立支援協議会を設置して関係機関とのネットワークの構築などを推進します。

第4節 総合的なサービス提供の推進

1. 障がい福祉サービス等に関する情報提供

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する情報について、広報や各種パンフレット、インターネット等により、わかりやすく、かつ、障がいの種類に応じた適切な提供に努めます。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、歌志内市障がい者自立支援協議会において、障がい福祉サービスの利用状況、地域生活への移行や一般就労への移行など、計画の進捗状況について点検・評価し、その結果をサービスの実施に反映させます。

資料編

資料 1 歌志内市障がい者自立支援協議会設置要綱

(目 的)

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 1 号に基づく相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として「歌志内市障がい者自立支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障がい者福祉計画案及び障がい福祉計画案の策定等に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第 5 条 協議会に委員の互選により、会長及び副会長を各 1 名置く。

- 2 会長は、協議会を招集し、議事をつかさどる。また、会長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(庶 務)

第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

- 2 委員は、協議会において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から適用する。

資料2 歌志内市障がい者自立支援協議会委員名簿

団体・機関名	委員名
歌志内市身体障害者福祉協会	会 長 太 田 フサ子
歌志内市社会福祉協議会	会 長 石 崎 良 蔵
歌志内市民生委員児童委員協議会	会 長 細 谷 亘
社会福祉法人 北海道光生舎 身体障害者通所授産施設 光生舎クリーン・セブン	施設長 黒 島 憲 次
社会福祉法人 札幌緑花会 知的障害者更生施設 砂川希望学院歌志内分場(通所部) 地域生活支援部	運営責任者 久 保 利 夫
社会福祉法人 くるみ会 地域生活支援センター	センター長 三 井 祐 子
歌志内市町内会連合会	会 長 堀 勝 美

資料3 用語の解説

【か行】

介護給付

障害程度が一定以上の方に、生活上または療養上の必要な介護を行う。

介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、訓練いす（児のみ）、訓練用ベット（児のみ）など。

居宅生活動作補助用具

手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替えなど。

グループホーム（共同生活援助）

地域において共同生活を営む方を対象に、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談その他日常生活の援助を受けられる制度。

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。

ケアホーム（共同生活介護）

共同生活を営む住居において主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを受けられる制度。

行動援護

知的または精神障がいにより、行動上著しい困難がある方で常時介護を要する方に、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを受ける制度。

【さ行】

在宅療養等支援用具

ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、盲人用体温計など。

支援費制度

利用者本位のサービス提供を基本として、障がい者が事業者と対等な立場でサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度。

施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを受けられる制度。

児童デイサービス

肢体不自由施設などに通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを受けられる制度。

重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方を対象とに、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを受けられる制度。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する方に、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを受ける制度。

就労移行支援

就労を希望する人を対象に、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられる制度。

就労継続支援

通常の事業者には雇用されることが困難な人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を受けられる制度。Aは雇用型、Bは非雇用型。

情報・意思疎通支援用具

点字器、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計など。

ショートステイ（短期入所）

日常、介護を行っている家族などが病気などの理由で介護ができない場合に、一時的に施設で預かる制度。

自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を受けられる制度。機能訓練は身体障がい者、生活訓練は知的障がい者・精神障がい者を対象としている。

自立支援医療

障害者自立支援法により、これまでの更生医療、育成医療、精神通院医療が一つの制度となった。

自立生活支援用具

入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置など。

生活介護

主に昼間、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを受けられる制度。

精神病質（サイコパス）

性格の偏りにより、暴力などを繰り返すなどの精神障がいをいう。

成年後見人制度

判断能力が不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできるだけ生かしながら、権利と財産を守り支援する制度。

【た行】

デイサービス

障がい者の自立を支援するため、専門の施設などにおいて日帰りで介護を受けられる制度。施設において、機能訓練や創作活動などのサービスが行われる。

【な行】

脳器質性精神障がい

外傷、血行障がい、感染症などで脳神経系に異常が生じる精神障がいをいう。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者などの社会的に不利を負う人たちが、他の人々と同等に社会の一員として行動できる世の中を目指すという考え方。

【は行】

排せつ管理支援用具

ストーマ装具（蓄尿袋、蓄便袋、洗腸用具）、収尿器など。

バリアフリー

高齢者や障がい者が日常生活を送ったり社会参加したりするうえで、行動の妨げになるあらゆる障壁を取り除くこと。ハード面だけでなく、制度・情報・心理など、ソフト面での障壁の除去という意味も含む。

ホームヘルプサービス（居宅介護）

障がい者や要介護高齢者のいる家庭に人を派遣し、日常生活を支援する制度。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や体格、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が利用可能なように設計などのデザインを行うこと。

【ら行】

療養介護

主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを受けることができます。